

令和6年度 自己点検シート

(人員・設備・運営編)

看護小規模多機能型居宅介護

事業所番号： 33

事業所名：

点検年月日：令和 年 月 日 ()

点検担当者：

〔凡例〕

- 【地密 基準】：平成18年 3月14日厚生省令第34号
【地密 条例】：平成24年12月19日倉敷市条例第59号
【地密 規則】：平成25年 3月14日倉敷市規則第16号

【青】：1. 単位数表編 (青本)

【赤】：2. 指定基準編 (赤本)

「介護報酬の解釈(令和6年4月版)」(発行：社会保険研究所)

※運営指導は、原則として「標準確認項目」(自己点検シートの確認事項の欄に★が付いている項目)についてのみ確認を行います。指導中に詳細な確認が必要と判断した場合は、それ以外の項目についても確認させていただくことがあります。

※自己点検時には「標準確認項目」以外の項目についても全て適否を確認し、適否欄に☑をしてご提出ください。

※該当事例がない項目については、確認不要です。

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
第1 基本方針 【指定看護小規模多機能型居宅介護】 要介護者、もしくは、かかりつけの医師が看護サービスの必要を認めた要介護者について、その利用者がその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、心身機能の維持又は回復及び生活機能の維持又は向上を目指し、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うとともに、在宅での療養生活の継続を支援するものとなっているか。 ・ 運営規程、パンフレット、その他利用者に説明する文書は、法令、規則等に違反した内容となっていないか。	☐適 ☐否 ☐適 ☐否	【地密基準第170条】 【地密条例第61条】 ・ 運営規程 ・ パンフレット等
第2 人員に関する基準 ★1 従業者の員数等 (1) 介護従業者 ① 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護従業者を常勤換算方法で、通いサービスの利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上、及び訪問サービスの提供に当たる者として2以上配置しているか。 (通い・訪問サービスごとに固定しなくてもよい。介護従業者全体で両サービスを行う。) ② 利用者数は、前年度の平均値としているか。ただし、新規の場合は、推定数による。 ③ 夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜間及び深夜勤務を行う介護従業者(宿泊サービス利用者対応)を1以上、及び、宿直勤務者(主として訪問サービス対応)を必要数配置しているか。 ※ 宿泊サービス利用者がいない場合は、夜間及び深夜勤務を行う介護従業者を置かないことができる。(訪問サービス提供に必要な連絡体制が整備されていることが前提) ※ 随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されていれば、必ずしも事業所内で宿直勤務する必要はない。 (2) 看護職員 ① 従業者のうち1以上の者は、常勤の保健師又は看護師であるか。 ② 従業者のうち常勤換算で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師となっているか。(訪問看護の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合、訪問看護の事業における勤務時間も常勤換算数に含めることができる) (サテライト事業所の場合は、常勤換算方法で1以上) ③ 通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる従業者のうち、1以上の者は看護職員であるか。 (3) 介護支援専門員 ① 登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を配置しているか。 (サテライト事業所の場合は、本体事業所の介護支援専門員により居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、看護小規模多機能	☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否	【地密基準第171条】 【地密条例第62条】 ・ 勤務実績表／タイムカード ・ 勤務体制一覧表 ・ 資格証 ・ 研修修了証

確 認 事 項	適 否		根拠・確認書類
型居宅介護計画の作成に専ら従事する研修修了者で可) ② 都道府県及び指定都市が実施する「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を修了しているか。 ※ 介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は当該事業所に併設する施設（GH・地密特定・地密特養・介護医療院）の職務に従事することができる。 (4) 看護小規模多機能型居宅介護事業所が、GH・地密特定・地密特養・介護医療院と併設しており、従業者に当該併設事業所と兼務させている場合、それぞれの人員基準を満たしたうえで兼務させているか。	☐ 適	☐ 否	
★2 管理者 (1) 専らその職務に従事する常勤の管理者か。 ただし、管理上支障がない場合は、①又は②との兼務可。 ①当該事業所のその他の職務（看護小規模多機能型居宅介護従業者） ②同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の職務 ＝緊急時に管理者自身が速やかに当該事業所に駆けつけることができない場合は不可。 ※兼務不可の例 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者と訪問介護事業所の訪問介護員（専従） ・看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者と入所施設の看護職員（専従） ・他の法令で「専任」を求められている職 (2) 以下のいずれかの要件を満たしているか。 ① 特養・老人デイ・老健・介護医療院・小多機・GH等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者で、都道府県及び指定都市が実施する「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了しているか。（みなし措置あり） ② 保健師若しくは看護師資格を有する者か。	☐ 適	☐ 否	【地密基準第172条】 【地密条例第63条】 ・管理者の雇用形態が分かる文書 ・管勤務実績表／タイムカード ・職員履歴書 ・研修修了証
3 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者 ※ 以下のいずれかの要件を満たしているか。 ① 特養・老人デイ・老健・介護医療院・小多機・GH等の従業者、訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者、又は保健医療サービス・福祉サービスの経営に携わった経験を有する者で、都道府県及び指定都市が実施する「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了しているか。（みなし措置あり） ② 保健師若しくは看護師資格を有する者か。	☐ 適	☐ 否	【地密基準第173条】 【地密条例第64条】 ・履歴書 ・研修修了証
第3 設備に関する基準 1 登録定員及び利用定員 (1) 登録定員は29人以下（サテライト事業所は18人以下）となっているか。 (2) 通いサービスの利用定員は、登録定員の2分の1から15人まで（ただし、登録定員が26人又は27人の場合16人まで、2	☐ 適	☐ 否	【地密基準第174条】 【地密条例第65条】 ・登録者名簿

確 認 事 項	適 否		根拠・確認書類
8人の場合17人まで、29人の場合18人まで）（サテライト事業所は12人まで）となっているか。 (3) 宿泊サービスの利用定員は、通いサービスの利用定員の3分の1から9人（サテライト事業所は6人）までとなっているか。	☐ 適	☐ 否	
★2 設備及び備品 (1) 事業所は、次の①～⑥を備えているか。 ① 居間及び食堂 ア 機能を十分に発揮しうる適当な広さを有しているか。 イ （原則として）利用者及び従業員が一堂に会するのに十分な広さを確保しているか。 ウ 同一の場所とすることができるが、それぞれの機能が独立していること（が望ましい）。 エ 通いサービスの利用定員が15人を超える場合、面積は利用者1人あたり3㎡以上確保しているか。 ② 台所 ③ 宿泊室（宿泊利用定員数分） ア 一室の定員は1人となっているか。（夫婦での利用等必要と認められる場合は、2人部屋とすること可） イ 一室の床面積は、7.43㎡以上であるか。 ウ 個室（ア・イを満たすもの）以外の宿泊室を設置している場合は、1名当たりの面積が概ね7.43㎡以上であり、かつ、プライバシーが確保されているか。 ④ 浴室 ⑤ 消火設備（その他の非常災害に際して必要な設備） ⑥ トイレ・洗面設備等その他サービス提供に必要な設備・備品等 (2) 事業所は、住宅地内、又は、利用者の家族・地域住民と交流可能な場所にあるか。	☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否	【地密基準第175条】 【地密条例第66条】 ・運営規程 ・平面図等 ・設備・備品台帳 ・変更届(写)	
第4 運営に関する基準 ★1 内容及び手続の説明及び同意 (1) あらかじめ、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 ※当該同意はできる限り書面によることが望ましい。 ・ 重要事項を記した文書は分かりやすく、不適切な事項や記載漏れはないか。 ※重要事項最低必要項目 ①重要事項に関する規程の概要 ②従業員の勤務体制 ③事故発生時の対応 ④苦情処理の体制 ⑤提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）	☐適 ☐否 ☐適 ☐否	【地密基準第3条の7】 【地密規則第4条】 ・重要事項説明書 ・利用契約書	
2 提供拒否の禁止 ・ 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。 ※正当な理由の例 ①事業所の現員からは利用申込に応じきれない。	☐適 ☐否	【地密基準第3条の8】 【地密条例第5条】 ・利用申込受付簿 ・要介護度の分布が分	

[illegible]

確 認 事 項	適 否		根拠・確認書類
ための実費相当額の範囲内で行われているか。 (4) (3)の支払いを受ける場合には、その内容及び費用についてあらかじめ利用者又はその家族に対して説明を行い、同意を得ているか。 「その他の日常生活費」とは区分される費用（嗜好品購入費等）についても同様の取扱としているか。 (5) 利用料等の支払いを受けた都度、領収証を交付しているか。 「預り金」による精算を実施している場合についても、同様の領収証及び出納の内訳を示す文書を交付しているか。 (6) 領収証については、保険給付に係る利用者負担部分と保険給付対象外のサービス部分（個別の費用ごとに明記したもの）に分けて記載しているか。 * 課税の対象外に消費税を賦課していないか。 (上記(3)①②については課税となる)	☐ 適	☐ 否	
12 保険給付の請求のための証明書の交付 【法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合】 サービスの内容、費用の額等を記したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。	☐ 適	☐ 否	【地密基準第3条の20】 【地密規則第16条】
13 指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針 (1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行われているか。 (2) 自ら提供するサービスの質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図っているか。	☐ 適	☐ 否	【地密基準第176条】 【地密条例第67条】 - 居宅サービス計画書 - 看護小規模多機能型居宅介護計画書 - 個人記録 - 評価を実施した記録
★14 指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針 (1) 利用者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行っているか。 ① 週1回の利用やほぼ毎日の宿泊など過少又は過剰と思われる利用方法について、運営推進会議に対して報告し評価を受けているか。 ② 宿泊者の増加で他の利用者が宿泊できない状況でないか。 (2) 利用者一人一人の人格を尊重し、それぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮しているか。 (3) サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように、利用者の機能訓練及び日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。 (4) 介護従業者は、懇切丁寧にサービス提供を行うことを旨とし、利用者・家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行っているか。	☐ 適	☐ 否	【地密基準第177条】 【地密条例第68条】 - 看護小規模多機能型居宅介護計画書 - サービス提供記録 - 業務日誌 - 利用者の記録、家族への確認書等（※身体拘束を実施している場合） - 研修計画 - 研修記録

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
(5) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行っているか。 ・身体的拘束禁止の対象となる具体的行為 ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。 ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。 ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。 ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ⑪ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。	☐適 ☐否	
(6) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しているか。	☐適 ☐否	
なお、記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考として適切な記録を作成し、保存しているか。	☐適 ☐否	
(7) 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。	☐適 ☐否	
① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知しているか。	☐適 ☐否	
② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。	☐適 ☐否	
③ 身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年2回以上）開催しているか。	☐適 ☐否	
(8) 通いサービス利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態（登録定員の概ね3分の1以下）が続いていないか。	☐適 ☐否	
(9) 登録者が通いサービスを利用していない日においても、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しているか。	☐適 ☐否	
① 通い・宿泊・訪問サービスを合わせて概ね週4回以上行っているか。	☐適 ☐否	
② 通い・宿泊・訪問サービスを提供しない日であっても、電話によ	☐適 ☐否	

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
る見守りを含め、何らかの形で関わっているか。 (10) 看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行なわなければならない。 ※看護サービスとは、看護小規模多機能型居宅介護のうち、看護師等（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助 (11) 看護サービスの提供に当たっては、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。 (12) 特殊な看護を行っていないか。（広く一般に認められていない看護等については行ってはならない。）	☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否	
15 主治の医師との関係 (1) 常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう管理しているか。（主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできない） (2) 看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けているか。 (3) 主治医に看護小規模多機能型居宅介護計画、看護小規模多機能型居宅介護報告書を提出し、密接な連携を図っているか。 ※医療機関が当該事業所を運営する場合、主治医の文書指示、サービス計画、訪問看護報告書の提出は診療録その他の診療に関する記録への記載をもって代えることができる。	☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否	【地密基準第178条】 【地密規則第146条】 ・主治医の指示書 ・看護小規模多機能型居宅介護報告書 ・診療録
★16 居宅サービス計画の作成 (1) 介護支援専門員が、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を行っているか。 (2) 居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行っているか。 ① サービスの提供方法等について、利用者又はその家族に対し、理解しやすいように説明を行っているか。 ② 居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に居宅サービスの利用が行われるようにしているか。また、支給限度額の枠があることのみで、特定の時期に偏って継続が困難な、また必要性に乏しい居宅サービスの利用を助長していないか。 ③ 居宅サービス計画の作成に当たっては、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めているか。 ④ 居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。 ※特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏した情報提供や、利用者の選択を求めず同一の事業主体（集合住宅と同一敷地内等の指定居	☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否	【地密基準第74条】 【地密規則第63条】 ・アセスメント記録 ・サービス担当者会議の記録 ・居宅サービス計画 ・支援経過記録等 ・モニタリング記録 ・看護小規模多機能型居宅介護計画

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
宅サービス事業者) のサービスのみの提示をしていないか。 ⑤ 利用者の有する能力、取り巻く環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。 解決すべき課題の把握に当たっては、課題分析標準項目によって把握しているか。(H11. 11. 12老企第29号別紙4) ⑥ 解決すべき課題の把握(アセスメント)に当たっては、利用者が入院中であることなど物理的な理由がある場合を除き利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っているか。 このとき、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。 また、当該アセスメントの結果について記録し、その記録を5年間保存しているか。 ⑦ 利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び地域における居宅サービス提供の体制を勘案して、解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、サービスの目標・達成時期、サービスの種類内容及び利用料、サービス提供上の留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しているか。 ⑧ 居宅サービス計画の原案の内容について、当該居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下「担当者」)からなる、サービス担当者会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)を適宜開催し、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、専門的な見地からの意見を求めているか。 ※ただし、以下のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めているか。 ・末期の悪性腫瘍の利用者の心身の状況等により、主治医等の意見を勘案して必要と認める場合 ・開催の日程調整を行ったがサービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合 ・居宅サービス計画の変更であって、利用者の状態に大きな変化が見られない等における軽微な変更の場合等 ※サービス担当者会議の要点、担当者への照会内容について記録し、5年間保存しているか。 ⑨ 計画の原案について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。 ⑩ 居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しているか。 ⑪ 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の	☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否	

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
- 福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できること、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に資するような情報提供をしているか。 - なお、対象福祉用具の提案を行う際、利用者の心身の状況の確認に当たっては、利用者へのアセスメントの結果に加え、医師やリハビリテーション専門職等からの意見聴取、退院・退所前カンファレンス又はサービス担当者会議等の結果を踏まえること。 ② 利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は市町村による指定に係る居宅サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って計画を作成しているか。 ③ 地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域ケア会議から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には協力するよう努めているか。	☐適 ☐否 ☐適 ☐否	
17 法定代理受領サービスに係る報告 事業者は、毎月、市町村（国保連）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書（給付管理票）を提出しているか。	☐適 ☐否	【地密基準第75条】 【地密規則第64条】 ・給付管理票控
18 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付 利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要支援認定を受けた場合等申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。	☐適 ☐否	【地密基準第76条】 【地密規則第65条】 ・書類送付に関する記録
★19 看護小規模多機能型居宅介護計画及び報告書の作成 (1) 介護支援専門員（介護支援専門員を配置していないサテライト型事業者にあつては、研修修了者で可）が、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を行っているか。 (2) 計画の作成に当たっては、看護師等（看護サービスの提供を行う従業者）と密接な連携を図りつつ行っているか。 (3) 計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の機会の確保に努めているか。 (4) 計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成しているか。 当該計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行っているか。 サービス内容等への利用者の意向の反映の機会があるか。 (5) 看護小規模多機能型居宅介護計画の（目標及び）内容等について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 (6) 看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しているか。 (7) 看護小規模多機能型居宅介護計画の作成後、その計画の実施状況	☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否	【地密基準第179条】 【地密規則第147条】 ・看護小規模多機能型居宅介護計画 ・アセスメント記録 ・サービス提供記録 ・モニタリング記録

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
況及び利用者の様態の変化等を把握し、必要に応じて計画の変更を行っているか。 (8) 看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う際も(2)から(6)に準じて取り扱っているか。 (9) 看護小規模多機能型居宅介護事業所で短期利用型居宅介護費を算定する場合、居宅サービス計画を作成している居宅介護支援事業者から看護小規模多機能型居宅介護計画の提供の求めがあった際には、当該看護小規模多機能型居宅介護計画を提供することに協力するよう努めているか。 (10) 看護師等(准看護師を除く)は、訪問日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成しているか。 ※医療機関が当該事業所を運営する場合、看護小規模多機能型居宅介護報告書の提出は診療録その他の診療に関する記録への記載をもって代えることができる。 常勤の保健師又は看護師は、看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書に関し、助言、指導等必要な管理を行っているか。	☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否	
★20 介護等 (1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう(自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることができるよう)適切な技術をもって行われているか。 (2) 利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における介護従業者以外の者による介護を(例えば、一部を付添者等により)受けさせていないか。 (3) 地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行事等に応じた食事を提供するよう努めているか。(独自基準) (4) 食事、清掃、洗濯、買物等の家事や園芸、農作業、レクリエーション、行事等を、可能な限り利用者と介護従業者が共同で行うよう努めているか。	☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否	【地密基準第78条】 【地密規則第67条】 ・看護小規模多機能型居宅介護計画 ・サービス提供記録 ・業務日誌
21 社会生活上の便宜の提供等 (1) 利用者の外出の機会の確保その他利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めているか。 (2) 郵便、証明書の交付申請等の手続について、必要に応じた代行業を、原則としてその都度同意を得て行っているか。 ① 金銭に係るものは、事前に書面により同意を得ているか。 ② 代行業後は、その都度本人に確認を得ているか。 (3) 常に利用者の家族との連携を図るとともに、会報の送付、行事への参加の呼びかけ等により、利用者と家族との交流等の機会の確保に努めているか。	☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否	【地密基準第79条】 【地密規則第68条】
22 利用者に関する市町村への通知 ・看護小規模多機能型居宅介護を受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに看護小規模多機能型居宅介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認	☐適 ☐否	【地密基準第3条の26】 【地密規則第20条】 ・市町村に送付した通知に係る記録

[illegible]

[illegible]

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
(3) 市町村が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合に必要 な改善を行っているか。 (4) 市町村からの求めがあった場合には、(3)の改善内容を市町村 に報告しているか。 (5) 国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、指導又は助言を 受けた場合に必要な改善を行っているか。 (6) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の 改善内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否	
37 調査への協力等 (1) 利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な介護が行われている かどうかを確認するために本市が行う調査に協力するとともに、 本市から指導または助言を受けた場合においては、当該指導又は 助言に従って必要な改善を行っているか。 (2) 市町村に対し、当該事業所の運営規程の概要や勤務体制、管理 者等の資格や研修の履修状況等について提出するとともに、自ら 一般に公表するよう努めているか。	☐適 ☐否 ☐適 ☐否	【地密基準第84条】 【地密規則第73条】
★38 地域との連携等 (1) 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員又は地域包 括支援センター職員、看護小規模多機能型居宅介護に知見を有する 者等による運営推進会議（テレビ電話装置等を活用して行うことが できるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合に あっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を 得なければならない。）を設置し、概ね2か月に1回、当会議を開 催しているか。 (2) 運営推進会議においては、活動状況を報告し、評価を受けると ともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。 ・ 1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、 評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価について 、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部 評価）を行っているか。また、実施にあたっては以下の点に留意す ること。 イ 自己評価は、事業所の全ての従業員が行っているか。また当該自 己評価を基に、話し合いを行っているか。 ロ 外部評価は、運営推進会議において、利用者、市職員、地域住 民の代表者等が第三者の観点から評価をしているか。 ハ 市職員又は地域包括支援センター職員、看護小規模多機能型居 宅介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者が参加し ているか。 ニ 自己評価及び外部評価の結果を利用者及び利用者家族へ提供し ているか。また、介護サービス情報公表システム等を活用し当該評 価結果を公表しているか。（法人のホームページへの掲載、事業所 内での掲示、市窓口や地域包括支援センターへの掲示等による公 表でも良い） ホ 実施に当たり平成25年度老人保健健康増進等事業「運営推進 会議等を活用した看護小規模多機能型居宅介護の質の向上に関す る調査研究事業」を参考に行っているか。	☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否	【地道基準第34条】 【地密規則第43条の1 0】 ・ 運営推進会議録 ・ 活動報告書 ・ 交流記録 ・ スタッフ個別評価 ・ 事業所自己評価 ・ 外部評価（地域わか わりシート） ・ サービス評価総括表

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
(3) 運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととするとともに、外部評価を行う運営推進会議は、単独開催で行っているか。 (4) (2)の報告、評価、要望、助言等について記録し、その記録を公表しているか。 (5) 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めているか。 (6) 利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談・援助を行う事業等（介護相談員派遣事業ほか）を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めているか。 (7) 当事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合に、当該建物以外に居住する者に対してもサービスを提供しているか。（同一建物居住者のみを対象とした「囲い込み」による閉鎖的サービス提供がなされていないか。）	☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否	
39 居住機能を担う併設施設等への入居 ※利用者が、居住機能を担う施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めているか。	☐適 ☐否	【地密基準第86条】 【地密規則第74条】 ・利用者個人記録
★40 事故発生時の対応 (1) 事故発生時の市町村、家族、居宅介護支援事業者等に対して連絡体制が整えられているか。 ・事故発生時の対応方法が定められているか。 (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しているか。 ・記録は5年間保存しているか。（独自基準） ・報告義務のある案件（医療機関への受診を要する事故など）については市指導監査課へ報告しているか。 ・事故が生じた場合は、その原因を解明し、再発防止策を講じているか。 (3) 賠償すべき事故が生じた場合、速やかに損害賠償を行っているか。 ・損害賠償保険に加入しているか。（又は賠償資力を有するか。）	☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否	【地密基準第3条の3 8】 【地密規則第30条】 ・事故対応マニュアル ・事故記録 ・保険証書
★41 虐待の防止 ※ 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を看護小規模多機能型居宅介護従業者等に周知しているか。 ②虐待の防止のための指針を整備しているか。また、当該指針は高齢者虐待防止法の趣旨に則って整備されているか。 ③看護小規模多機能型居宅介護従業者等に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施しているか。 ④①～③の措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 ※①～④が1つでも「否」の場合は減算が必要。 * 以下の事項に従業者に周知徹底しているか。 ・ 要介護施設従事者等は、虐待を受けたと思われる高齢者を発見	☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否 ☐適 ☐否	【地密基準第3条の38 の2】 【地密条例第6条の2】 ・委員会の開催記録 ・虐待の発生・再発防止の指針 ・研修計画、実施記録 ・担当者を設置したことが分かる文書

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
(1) 業務管理体制届出書を提出しているか。 (法人全体で国、県、市へ) (2) 届出先や届出事項等に変更が生じた場合、速やかに必要な届け出を行っているか。 (3) 法令遵守責任者名等、届出の内容が従業者に周知されているか。	☐ 適 ☐ 否 ☐ 適 ☐ 否 ☐ 適 ☐ 否	の32】
第8 介護サービス情報の公表 (1) 当該年度の報告依頼通知があったとき、介護サービス情報公表システムの入力を行っているか。 (2) 当該年度に修正があった場合入力を行っているか。 (3) 公表内容は、サービスの実態と乖離していないか。	☐ 適 ☐ 否 ☐ 適 ☐ 否 ☐ 適 ☐ 否	【介護保険法第115条の35】